

○ 安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書について

( 答 申 )

○  
平成14年2月13日

広島市環境影響評価審査会

## 安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書について

安佐南工場建替事業は、現在稼働中の安佐南工場を、その耐用年数の到来に伴って隣接地に建て替えようとするものであり、建替えに伴って、広島市の西部地区から排出される可燃ごみを集約的に焼却するため、施設の大型化が図られる予定である。

本事業は、その実施予定区域周辺において西風新都の開発事業が行われ、隣接地においても住宅地等の造成が、本事業の竣工時期とほぼ同時期に計画されているなど、自然環境や市民の生活環境との関わりが深い条件の中に立地している。

このことを前提として、本事業に係る環境影響評価を適切に実施し、当該環境影響評価の結果を環境保全措置等に適正に反映させるために、下記のとおり広島市環境影響評価審査会の意見を述べる。

### 記

#### 1 基本的事項

事業の実施に当たっては、広島市の環境の保全及び創造に関する総合的な計画である「広島市環境基本計画」等の広島市の施策に係る上位計画との整合を図ること。

#### 2 環境影響評価

##### (1) 共通的事項

ア 事業実施予定区域の選定理由及び施設規模の設定根拠等を、資源化やリサイクルの推進についての諸施策の展開と、それを前提とした「全量焼却体制」との関連に触れながら明らかにすること。

イ 事業諸元、施設・設備の構造等は、図、表、イラスト等を用いて分かりやすく記載すること。

また、当該設定、設計を行った根拠についても、資料、データ等を示しながら明らかにすること。

説明は、住民に分かりやすい用語・表現を用いることとし、やむを得ず専門用語を用いる場合には、用語解説を添付すること。

ウ ごみ量の推計値及びごみ収集車の搬入見込台数の設定根拠を明らかにすること。

エ 調査・予測・評価については、その方法・地点の設定根拠等を明らかにすること。

オ 本事業と密接な関連を持つ外環状線道路、善當寺・伴北・高附地区等における開発事業の進捗状況、供用後の状態等を考慮に入れた調査・予測・評価を行

うこと。

特に、外環状線道路の完成の遅れなどによって代替のごみ搬入ルートを使用する可能性がある場合は、そのことを考慮に入れた調査・予測・評価を行うこと。

カ 現行の安佐南工場跡地の利用計画が具体化している場合は、事業と一体のものとして調査・予測・評価を行うこと。

## (2) 個別的事項

### ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(ア) 事業実施予定区域周辺は複雑な地形をしていることから、調査・予測・評価に当たっては、現地の自然条件を十分考慮した上で行うこと。

特に、ダイオキシン類等の大気汚染物質の飛散に起因する土壤汚染、及び大気環境に関する調査・予測・評価に当たっては、局地気象についての十分な配慮を行うこと。

予測方法は、現行の施設の排出源データ、周辺環境データ等により再現性を検証した上で選択し、選択した予測方法の信頼性・妥当性を明らかにすること。

(イ) 評価に当たっては、予測値を法令に基づく基準値等に対比して論ずるだけでなく、地域特性、生活様式等も考慮に入れて、住民の視点に立った検討を行うこと。

(ロ) 道路周辺における騒音・振動の予測・評価においては、住居の密集度等を考慮した上で、調査・予測地点を設定するとともにその根拠を明らかにすること。

(ハ) 現行の安佐南工場の運営に当たって測定した、排出ガス及び周辺環境等についてのダイオキシン類その他のデータをすべて明らかにすること。

### イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(ア) 現況調査においては、既存資料によるだけでなく、現地における聞き取りや踏査等を併せて行うことにより、貴重生物等の現況把握を十分に行うこと。

(イ) 調査の項目、頻度、時期、期間、範囲等については、事業の実施に伴う影響の程度に応じて重み付けを行い、環境への影響を予測・評価するために必要な情報を適切に把握することができるよう設定すること。

また、重み付けの根拠についても明らかにすること。

(ロ) 土地の改変による生息・生育地の消滅等に伴う直接的影響だけでなく、事業実施予定区域周辺における生息・生育環境の変化について、ごみ搬入車両の影響も含めて予測・評価を行うこと。

(ハ) 単一の種の消長だけでなく、生態系への影響についても予測・評価を行う

こと。

#### ウ 人と自然との豊かな触れ合いの確保

(ア) 地域を特徴づける「景観」・「人と自然との触れ合いの場」等が有する価値が、事業の実施に伴ってどのように変化していくかを調査・予測・評価する際の判断基準として、「普遍価値」のほかに、住民等が有する「固有価値」を把握すること。

特に、「固有価値」を把握するに当たっては、文献資料等を用いるだけでなく、住民に対するアンケート調査、現地における聞き取り調査等による方法を用いること。

(イ) 地域を特徴づける「景観」・「人と自然との触れ合いの場」等が有する価値を保全し、住民が享受している自然の恩恵の減少を限りなくゼロにすることを旨として、収集した情報をもとに、住民のニーズに合った環境保全措置を講じること。

なお、その際には、住民・事業者間の双方向の十分な意思疎通を図ること。

#### (3) その他の事項

新規火葬場整備事業については、本手続に係る環境影響評価の対象ではないものの、本事業と施工時期・実施予定区域が近接しており、事業者が同一であることなどから、本事業の環境影響評価準備書において、新規火葬場整備事業の概要、本事業との関連等について明らかにするとともに、複合的影響が考えられる環境要素については、当該事業に係る工事中及び供用後の状況についても考慮した上で、環境影響評価を実施すること。

### 3 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事柄に留意すること。

ア 事業の各段階において、住民の意見に配慮した柔軟な対応を行うためのシステムとして、住民と事業者に加え、第三者を主たる構成メンバーとする協議会等の設置を図ること。

イ 環境影響評価実施計画書に対して提出された多くの意見を尊重すること。

ウ 事業計画の基本的諸元については、見直しを含む幅広い視点で複数案を比較することにより、実行可能な最善の技術を導入するよう検討を行い、その検討経過を明らかにすること。

(2) 環境保全措置は、必要に応じて新規火葬場整備事業に係るそれとの連携を図り、より効果的な措置が講じられるよう検討すること。